

2008年7月16日
日本郵政株式会社
郵便事業株式会社
郵便局株式会社
株式会社ゆうちょ銀行

平成19年新潟県中越沖地震及び平成20年岩手・宮城内陸地震に伴う 被災地への日本郵政グループの救援対策（取扱期間の延長）

日本郵政グループでは、平成19年新潟県中越沖地震及び平成20年岩手・宮城内陸地震による被災者の救援活動を支援するため、被災者の救援等を行う団体にあてた災害義援金を内容とする現金書留郵便物の料金免除及び通常払込みによる災害義援金の無料送金サービスを実施しておりますが、その取扱期間を延長します。

1 内容

- (1) 取扱期間を延長する災害義援金を内容とする現金書留郵便物の送付先
別紙1のとおり
- (2) 取扱期間を延長する通常払込みによる災害義援金の送金先
別紙2のとおり

2 取扱条件

災害義援金を内容とする現金書留郵便物の料金免除の取扱条件は次のとおりです。

- (1) 内容品及び取扱い
災害義援金を内容とする現金書留郵便物としたもので、現金書留以外の特殊取扱とされないもの
- (2) 表示
表面の見やすい所に「救助用郵便」と記載されたもの
- (3) その他
ア 配分方法について、条件を付けられていないもの
イ 個人から差し出されたもの

3 取扱郵便局及び取扱店

郵便局（簡易郵便局を含みます。）、郵便事業会社支店（現金書留郵便物の引受のみ）、ゆうちょ銀行各店舗（通常払込みによる災害義援金の受付のみ）

簡易郵便局の通常払込みによる災害義援金の受付については銀行代理業を実施している郵便局に限ります。

4 その他

- (1) 災害義援金を内容とする現金書留郵便物の取扱い
災害義援金を内容とする現金書留郵便物は、当該郵便物の取扱期間中、ゆうゆう窓口においても引受けを実施します。

なお、支店によってゆうゆう窓口の取扱時間が異なりますので、最寄りの支店にご確認ください。

(2) 通常払込みによる災害義援金の無料送金サービス

A T Mによる通常払込み及びゆうちょダイレクト(パソコン、携帯電話及び電話・F A X)での送金は有料となります。

【報道関係の方のお問い合わせ先】	【お客さまのお問い合わせ先】
日本郵政株式会社 コーポレート・コミュニケーション部 電話:(直通)03-3504-4162 (FAX)03-3504-0265	日本郵政株式会社 総務・人事部 電話:(直通)03-3504-9885
郵便事業株式会社 経営企画部門 渉外広報部 電話:(直通)03-3504-9798 (FAX)03-3592-7620	<別紙1関係> 郵便事業株式会社お客様サービス相談センター 0120-2328-86 携帯電話から:0570-046-666(有料) [受付時間 平日 8:00~22:00 土・日・休日 9:00~22:00]
郵便局株式会社 総務部 広報室(報道担当) 電話:(直 通)03-3504-4127 (F A X)03-3595-0839	郵便局株式会社お客様サービス相談センター 0120-2328-86 携帯電話から:0570-046-666(有料) [受付時間 平日 8:00~22:00 土・日・休日 9:00~22:00]
株式会社 ゆうちょ銀行 コーポレートスタッフ部門広報部(報道担当) 電話:(直 通)03-3504-4440 (F A X)03-3580-6799	<別紙2関係> ゆうちょコールセンター 0120-108420 [受付時間 平日 8:30~21:00 土・日・休日 9:00~17:00] 12/31~1/3

別紙 1

取扱期間を延長する災害義援金を内容とする現金書留郵便物の送付先

平成 19 年新潟県中越沖地震

自治体名等	送 付 先	取扱延長期間
新潟県	〒950-8570 新潟市中央区新光町 4 番地 1 新潟県出納局管理課内 新潟県災害対策本部	平成 20 年 7 月 17 日(木)から 平成 21 年 1 月 16 日(金)まで
長岡市	〒940-8501 長岡市幸町 2 丁目 1 番 1 号 長岡市災害対策本部	
柏崎市	〒945-8511 柏崎市中央町 5 番 50 号 柏崎市災害対策本部	
三島郡出雲崎町	〒949-4392 三島郡出雲崎町大字川西 140 三島郡出雲崎町災害対策本部	
刈羽郡刈羽村	〒945-0397 刈羽郡刈羽村大字割町新田 215 番地 1 刈羽村災害対策本部	
日本赤十字社 新潟県支部	〒951-8127 新潟市中央区関屋下川原町 1 丁目 3 番 12 号 日本赤十字社 新潟県支部	
社会福祉法人 新潟県共同募金会	〒950-0994 新潟市中央区上所 2 丁目 2 番 2 号 新潟ユニゾンプラザ内 社会福祉法人 新潟県共同募金会	

平成 20 年岩手・宮城内陸地震災害

自治体名等	送 付 先	取扱延長期間
岩手県一関市	〒021-8501 一関市竹山町 7 - 2 一関市役所	平成 20 年 7 月 17 日(木)から 平成 20 年 8 月 31 日(日)まで
宮城県栗原市	〒987-2252 栗原市築館薬師 1 - 7 - 1 栗原市役所	
日本赤十字社 岩手県支部	〒020-0021 盛岡市中央通 1 - 4 - 7 日本赤十字社岩手県支部	

<p>社会福祉法人 岩手県共同募金会</p>	<p>〒020-0831 盛岡市三本柳 8 - 1 - 3 ふれあいランド岩手内 社会福祉法人岩手県共同募金会</p>	
<p>社会福祉法人 宮城県共同募金会</p>	<p>〒984-0051 仙台市若林区新寺 1 - 4 - 2 8 社会福祉法人宮城県共同募金会</p>	
<p>岩手県奥州市</p>	<p>〒023-8501 奥州市水沢区大手町 1 - 1 奥州市役所</p>	<p>平成 20 年 7 月 18 日(金)から 平成 20 年 8 月 31 日(日)まで</p>

取扱期間を延長する通常払込みによる災害義援金の送金先

平成19年新潟県中越沖地震災害

加入者名	口座記号番号	取扱延長期間	備考
新潟県災害対策本部	00580-3-7	平成20年7月17日(木)から 平成21年1月16日(金)まで	
平成19年新潟県 中越沖地震長岡市義援金	00590-9-65		
柏崎市災害対策本部	00540-8-45		
出雲崎町災害対策本部	00560-7-88		
刈羽村災害対策本部	00500-8-33		
日本赤十字社 新潟県支部	00510-5-26		通信欄に「新潟中 越沖地震」と記入
社会福祉法人 新潟県共同募金会	00580-1-23		通信欄に「平成1 9年新潟県中越 沖地震義援金」と 記入

平成20年岩手・宮城内陸地震災害

加入者名	口座記号番号	取扱延長期間	備考
日本赤十字社 岩手県支部	02250-3-92321	平成20年7月22日(火)から 平成21年6月16日(火)まで	
社会福祉法人 岩手県共同募金会	02290-0-111353		
宮城県災害対策本部	02270-6-92323		
日本赤十字社 宮城県支部	02200-4-54193		